

## 令和6年度 第4回福祉のまちづくり検討小委員会 議事要旨

日時：令和7年1月16日(木)14:30～16:30

場所：神戸市教育会館 会議室203

### 出席者（敬称略）

岡 絵理子	関西大学環境都市工学部教授
山下 淳	元関西学院大学法学部教授
今津 由雄	一般社団法人神戸経済同友会まちづくり委員会委員長
糟谷 佐紀	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
東鬼 正明	兵庫県身体障害者福祉協会事務局長

事務局 近都	まちづくり部次長
松井	都市政策課長
石井 同	副課長
鈴木 同	都市政策班長

### 1 議事

福祉のまちづくり条例及び同施行規則の改正の基本的な考え方について

### 2 主な意見交換

パブリック・コメントで提出された意見への対応について（資料2、資料3別紙）

#### 【委員】

資料2はホームページで公開されるのか。

#### 【事務局】

はい。

#### 【委員】

パブリック・コメントの意見募集の際に公表した基準の改正案の資料は、資料3別紙とほとんど同じ内容という理解でいいか。

#### 【事務局】

はい。

#### 【委員】

共同住宅の不特定多数利用便所の設置について意見が複数来ているが、資料3別紙を見ると、確かに、共同住宅等について説明が不足しているように思う。「管理運営上設置しないことがやむを得ない階を除く」とだけ書かれていると、どのような場合にこの除外規定に該当するのか、疑問を持たれた方が多数いたのだからと思う。

### 【事務局】

今のご意見について補足させていただく。不特定多数利用便所の設置義務の除外規定について、パブリック・コメント資料では表現を一部省略して記載しているが、実際には「不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階」となっている。

共同住宅の各住戸は占有性が高く、不特定多数の者が利用する部分には当たらないと整理される。そのため、住戸のみの階については、その大部分が不特定多数の者が利用する部分ではない住戸が占めるため、不特定多数利用便所の設置義務の除外規定に該当するという結論となる。

この内容については、パブリック・コメントの意見募集の際に公表した基準の改正案の資料では省略したが、パブリック・コメントで提出された意見とそれに対する県の考え方（案）（資料2）の方では3～5ページに記載している。

### 【委員】

後日実施するまちづくり審議会資料3別紙をもとに説明すると、パブリック・コメントと同様の意見が出るのではないかと。資料3別紙の2ページの欄外に説明を付け加えることはできないか。これは共同住宅に限らず、ホテル等でも同様か。

「やむを得ない」より「該当しない」の方がいいのではないかと。

### 【事務局】

ご指摘を踏まえて、資料3別紙の2ページの欄外に説明を追加する。

## パブリック・コメントで提出された意見への対応について（資料2、15ページ）

### 【委員】

「推奨事項」とか「推奨しています」という言葉は、分かる人は分かるのだろうが、一般的に通じるのか。兵庫県では、義務基準と推奨事項がダブルスタンダードになっているが、それが伝わるのか気になった。

それと、15ページの車椅子利用者用駐車施設には後方スペースを長く取っていただきたい、という意見について、奥行き寸法6mというのは推奨基準で、義務基準はなかったか。

### 【事務局】

義務基準は幅だけで、奥行きは規定していない。

### 【委員】

駐車区画とは別の場所で、車椅子の方が乗り降りするためのスペースの整備は推奨事項に含まれていたか。乗降スペースの整備と車椅子利用者用駐車施設の奥行きの基準は関係するのかが気になった。

奥行きを義務基準として規定するのは厳しいのか。これまでの福祉のまちづくり検討小委員会では、奥行きの基準については検討を行っていなかったもので、回答としては案のとおりでいいかもしれないが、車椅子利用者用駐車施設の奥行きを義務

基準とすることについて、どうなのか気になった。

**【事務局】**

標準的な駐車場の寸法が幅 2.5m、奥行き 5 m で、概ねこの寸法で設計されている。そこから奥行きがプラス 1 m となると、設計上なかなか厳しいのではないかと思う。

**【委員】**

駐車区画の背後に通路がある場合などはどうか。

**【事務局】**

駐車区画の後ろに通路があれば、通路部分も活用して車椅子の乗降をすることができる。そのような例も「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」の図に示しており、設計者に対しては、そのような方法もあるということを示している。

奥行き 6 m を義務基準にするのは難しいのではないかと考えている。

**【委員】**

1 m 余計に確保するとなると厳しいか。場所によっては、通路の関係も踏まえて可能ではあるが、義務化するのは確かに難しいかもしれない。

駐車区画とは別の場所に乗降スペースを用意するというのは、ある意味、区画の奥行き確保の代わりになるのではないか。

乗降スペースは推奨事項にしているのか。

**【事務局】**

乗降スペースの設置は推奨事項にしていない。

乗降スペースではないが、「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」に推奨事項として「車椅子利用者利用駐車施設、車椅子利用者利用駐車施設から駐車場へ通ずる建築物の出入口までの通路及び施設の車寄せに、降雨時及び降雪時に備え、屋根又は庇を設けるものとし」という記載がある。駐車区画ではなく、車寄せで車椅子の方が乗り降りする場合などを想定し、車寄せがある場合には屋根を設けることを推奨している。

**【委員】**

駐車区画から建物の出入口までの屋根の設置の基準というのは、車椅子の方ご自身が運転される場合を想定したものだが、15 ページの意見を提出された方が想定されているのは、車椅子の方を福祉施設の送迎車の後ろから乗降させる場合や、介護しているご家族が車の後ろから車椅子の方を乗降させる場合のことだと思う。

バリアフリー法としては、そういった車の後ろから車椅子が乗降するケースも想定しているのか。

**【事務局】**

義務基準としては、車いす使用者が自身で乗降することを想定して幅の基準のみ

設定しており、介護者等により後ろから乗降するケースは想定されていない。

**【委員】**

駐車区画が建物に近い場所に設置され、建物まで雨をしのぐことができる屋根があるというのも大事ではあるが、車椅子だけでなく高齢者も増えてくる中で、建物の出入口に近い便利な場所に、乗降のためのゆとりのあるスペースが確保されていて、そこで介護者等により車椅子使用者などが降りた後に駐車区画に停めに行く、という発想への対応というのは、まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会でも何度か出た話なので、ご検討いただきたい。

**【事務局】**

「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」には、乗降スペースという言葉そのものは出てきていないが、今後、委員のご意見を踏まえ、推奨事項として追加することを検討したい。

**【委員】**

義務基準とは別に、より良い施設にするための推奨事項を定めているということが伝わるのか。

**【事務局】**

推奨事項という言葉が最初に登場する資料2の10ページの欄外に、推奨事項の説明を追加する。推奨事項は義務基準とは別に、整備することが望ましい内容として、設計の際に参照してもらおう「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」に規定している旨を示す。

**【委員】**

そういう形で配慮いただければいいと思う。要するに、義務的な基準は最低限の整備として規定しているが、それで十分と考えているわけではなく、設計者や事業者等には、より良い施設となるよう追求してもらいたいという考え方で推奨事項を規定しているということは理解していただいた方がいい。

**【委員】**

当委員会で推奨事項の検討はしていないが、整備基準が強化されたことに伴って、推奨事項も強化する必要がある等の影響はあるのか。推奨事項も今後強化されると考えればいいのか。

**【事務局】**

今回の基準の改正は、設備の設置数を強化するという内容で、具体的な整備の内容までは触れていない。そのため、基本的には今回の改正に伴って推奨事項を強化するという事にはならないと思う。

**【委員】**

推奨事項の内容は質的な内容であって、量的な内容ではないということか。

### 【事務局】

基本的には質的な内容であるが、例えば車椅子利用者用駐車施設の設置数については、駐車台数に応じて割合で算出した数を設置することを推奨事項として規定しており、一部の推奨事項については、今回の改正で義務基準に格上げされたものもある。そういった内容については、矛盾が生じないように推奨事項から削除するが、それに伴い空欄となる推奨事項について、さらに強化した内容を規定することまでは、現時点では想定していない。

## パブリック・コメントで提出された意見への対応について（資料2、11ページ）

### 【委員】

11ページの県の回答は、心理的負担は条例の範囲外という意図だと思うが、「性的マイノリティの方のトイレ利用に伴う心理的負担軽減等の対応は、福祉のまちづくり条例の範囲を越えたものとなります。」という文は、性的マイノリティの方が条例の範囲に含まれていないというふうに読めるので、他の意見への回答と比べて冷たい印象を受ける。もう少し違う書き方にできないか。

### 【事務局】

性的マイノリティの方への対応は、現時点で県の方向性として示すものがない。国の動きや県としての対応の方向性を踏まえた上で、まちづくりの観点に落とし込んでいくということで、このような表現になっている。

### 【委員】

この意見への対応の分類は「今後の検討課題」ではなく、「その他」ではないか。性的マイノリティへの対応というのは大事な話であり、今後検討の必要はあるかもしれないが、福祉のまちづくり条例の検討課題なのか。

### 【事務局】

現時点で具体的なイメージがあるわけではないが、今後、福祉のまちづくり条例で対応できることが出てくるかもしれないという意味で「今後の検討課題」とした。

### 【委員】

子育ての話やジェンダーの話というのは、国や県として今後の社会的変化にどのように対応するかという課題が見出せるころだと思う。

まちづくり審議会への報告の際には、今回の見直しは車椅子利用者のためのトイレ等の基準の強化といったバリアフリーの話であるが、今後、それだけの話ではなく、性的マイノリティの方への対応などの課題がある、ということを一言入れることも考えられる。今回の改正に関係のないことは言う必要はないかもしれないが、指摘があったのは事実なので、関係ありません、というのは違うような気がする。

### 【委員】

意見を提出された方は「ジェンダーレスの人が、ストレスなくトイレが利用できるよう、案内ガイドや啓発を行ってください」とあるので、委員のご指摘のとおり、

「その他」とした方がいいかもしれない。

**【委員】**

1段落目は削除し、2段落目の文だけでいいのではないかと思う。

**【委員】**

1段落目「範囲を超えた」という表現が冷たい印象を受ける。委員のご指摘のように、もう少し大きいところで考えていくような内容ではないか。

**【委員】**

2段落目だけでいいと思う。

**【事務局】**

1段落目の後半部分を削除し、「性的マイノリティの方のトイレ利用に伴う心理的負担軽減等の対応は、国の動きも注視しつつ、県としての対応の方向を踏まえながら、行うべき取組を検討していきます。」という修正の方法もある。

**【委員】**

「福祉のまちづくり条例の範囲を超えた」という表現に違和感がある。超えるか超えないかをこちらで判断するのは違うように思う。

**【委員】**

除外されたように感じてしまう。

**【委員】**

2段落目だけでいいのではないか。

では、11ページの「県の考え方（案）」の記載は修正いただくということで、検討をお願いします。

**パブリック・コメントで提出された意見への対応について（資料2、28ページ）**

**【委員】**

28ページの意見にある「パブリック・コメントの提出様式では、提出者の連絡先欄は、電話番号欄だけです。FAX番号、メールによる連絡を希望する人もいます。」とはどういう意味なのか。

**【事務局】**

パブリック・コメントの意見の記入様式には、提出された意見の内容について確認が必要な場合に問合せをするために、意見提出者の連絡先を記入する欄を設けている。そこに電話番号の記入欄しかなく、聴覚障害の方などFAXやメールでの連絡を希望する方への配慮が欠けているのではないか、というご指摘である。

**【委員】**

実際に電話をすることはあるのか。

**【事務局】**

今回はなかったが、意見の内容に疑義がある場合は連絡をすることもある。

**【委員】**

今後はメールの記入欄を追加するということか。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

今後の検討課題というよりも、今後そのように対応します、という回答がいいのではないか。

**【事務局】**

こちらの意見提出者からは、意見記入様式に対するご指摘とあわせて、聴覚障害の方のための災害時の情報取得についてのサービスや設備について紹介いただいている。「今後の課題」としているのは、それに対する回答である。

**【委員】**

意見記入様式に対する意見は都市政策課として対応する話ではなく、県のパブリック・コメントの制度についての話なのではないか。都市政策課として対応する話ではないのであれば、パブリック・コメントの担当課に伝えて改善します、といった書き方の方がいいのではないか。

**【事務局】**

パブリック・コメントへの回答は、都市政策課としてではなく県としての回答であるため、このような書き方にしている。そのため、当課の所管ではないので担当課に伝える、といった回答はしづらい。

**【委員】**

県のホームページには読み上げ機能があるのか。

**【事務局】**

はい。

**まちづくり審議会への答申案について（資料3）**

**【委員】**

3段落目の「当小委員会では…」というところの2行目で、「①これまでの取組の連続性を確保する観点から従来の基準の考え方を維持した上で…」とあるが、「従来の基準の考え方」とは、何を指しているのか。

**【事務局】**

国はバリアフリー法において基準の対象規模を一律で 2,000 m<sup>2</sup>以上としている一方で、県では条例において、例えば車椅子使用者用便所の設置基準などは対象規模を 1,000 m<sup>2</sup>以上に引き下げている。今回の法施行令の改正を踏まえて、条例の見直しを行うに当たって、対象規模は現行どおりとした上で、設置数の基準の強化をどこまで適用するかを検討する、という意味である。

**【委員】**

今の説明で意味は理解したが、それがこの文で伝わるのか。

これまで条例で対象規模の引下げや用途の追加を行ってきており、その内容は維持するということだと思うが、そこまで書くと長くなってしまいうということか。

**【委員】**

「従来の基準の考え方を維持」という文はその前の「これまでの取組の連続性を確保」と同じ意味なので「従来の基準の考え方を維持」という内容は消したらよいのではないか。

**【委員】**

委員のご指摘のように、「従来の基準の考え方を維持」は削除し、「これまでの取組の連続性を維持した上で」でいいのではないか。

**【委員】**

3段落目の最後は「考え方を検討した。」ではなく、「考え方とした。」でいいのではないか。

**【事務局】**

3段落目は検討の際の前提を示しているため、「考え方を検討した。」としている。結論となる考え方は6段落目で示している。

**【委員】**

3段落目で検討の前提、4・5段落目で何を検討したのかを示しているということか。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

5段落目の「さらに…」のところは「しかし」とか「他方で」が正しいのではないか。4段落目で、バリアフリーに対する意識の高まりについて書いてあり、他方で、設備等の数が不足しているということを5段落目で書いている。

6段落目の「…という考え方となるよう見直すべきである。」というのは、「…という考え方のもとで」とか「…という考え方を取り入れて見直しを進めるべきである。」などとした方がいいのではないか。

**【委員】**

そうなると、やはり3段落目の終わりは「考え方を検討した」でいいのか。

この報告文は、2段落目で、法の基準がどのように変わったか、3段落目で、法の基準の見直しに対してどのような考え方のもとで改正するかを検討したこと、4段落目で検討の前提となる社会的状況を示し、5段落目で検討のために当事者への聞き取りの結果、設備数の不足が分かり、6段落目でそれらを踏まえて見直しを行ったということを示している、ということか。

6段落目の2行目に「建物の規模に応じて複数のバリアフリー設備を設ける」という考え方となるよう」とあるが、これは考え方ではないのではないのか。

**【委員】**

3段落目で「基本的な考え方を検討した」と書かれており、それを踏まえた表現ではないか。

**【委員】**

基本的な考え方は「建物の規模に応じて複数の設備を設ける」ということなのか。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

「トイレ」という単語と「便所」という単語が混在しているので、どちらかに統一するべきではないか。パブリック・コメントの回答では一般の方に分かりやすいように「トイレ」を使っていると思うが、まちづくり審議会への報告としてはどちらにするのか。

**【事務局】**

条例では「便所」を使っているので、資料3は全て「便所」で統一して修正する。

**【委員】**

最後の行は「なお、具体的な特定施設整備基準の改正案は別紙の通りである。」などとしてはどうか。

**【委員】**

「考え方」を「方針」にすると問題があるか。

**【事務局】**

まちづくり審議会からの諮問の内容が、「条例及び同施行規則の改正の基本的な考え方」であるため、報告文はそれを受けた内容にしなければならないと考えている。

**【委員】**

資料3をもとにまちづくり審議会の部会である福祉のまちづくり検討小委員会

から、まちづくり審議会へ報告を行い、さらにその後、まちづくり審議会から知事に対して答申があるということか。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

福祉のまちづくり検討小委員会からの報告文は必要なのか。

**【事務局】**

これまでご審議いただいたので、最後に報告文という形で残しておきたい。また、小委員会からまちづくり審議会への報告文があった方が、まちづくり審議会から知事への答申も作りやすい。

**【委員】**

本日いただいた意見を踏まえて修正した資料3により、まちづくり審議会に報告させていただこうと思う。パブリック・コメントの回答については、いくつか指摘事項があったので修正して公開するということでよいか。

**【事務局】**

福祉のまちづくり検討小委員会からの報告書及びパブリック・コメントで提出された意見に対する県の考え方については、まちづくり審議会の前に確認いただきたいが、委員長に一任ということによいか。

**【委員一同】**

はい。

**【委員】**

まちづくり審議会では、資料3別紙について、パブリック・コメント時に公表した資料であるが、提出された意見を踏まえて、分かりにくい箇所については、一部修正を行ったものである旨を説明していただくようお願いする。